別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、犬吠埼から東に約 36 km 離れた、水深約 $350 \sim 650 \text{m}$ の以下の 4 点を結ぶ直線によって囲まれる範囲の内側の海域とした(図-2.1)。

①北緯 35° 44′ 46″ 東経 141° 15′ 46″ ②北緯 35° 43′ 05″ 東経 141° 15′ 56″ ③北緯 35° 44′ 54″ 東経 141° 17′ 06″

④北緯 35°43′07″ 東経 141°17′15″

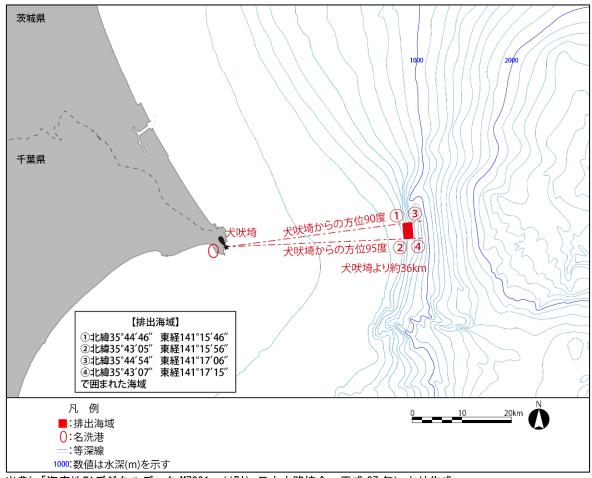
排出海域は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年 環境省令第 28 号)」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

排出海域の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の 航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排 出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。

なお、千葉県銚子漁港事務所の既許可2事業(外川漁港・許可番号: 22-003、銚子漁港・許可番号: 23-001)と同一の排出海域に設定した。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況(本許可申請時点)を取りまとめた(表-2.1、図-2.2及び図-2.3)。

千葉県銚子漁港事務所実施の2事業(外川漁港・許可番号:8-001、17-003、22-003、銚子漁港・許可番号:7-024、12-010、17-006-02、23-001)及び茨城県実施の1事業(波崎漁港・許可番号:10-006、18-005-02)が該当した。前述のとおり、千葉県銚子漁港事務所実施2事業は全く同じ排出海域である。波崎漁港事業における排出海域は、当該排出海域から15km以上離れている。

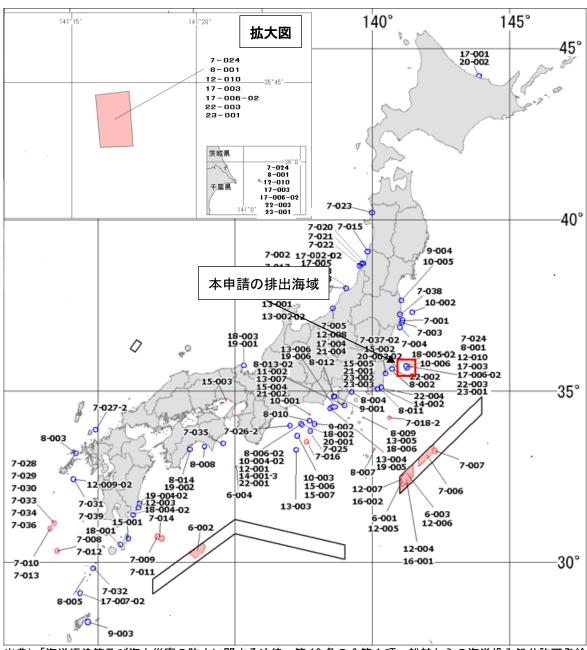


出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財) 日本水路協会、平成 27 年) より作成 図 - 2.1 本申請の排出海域

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

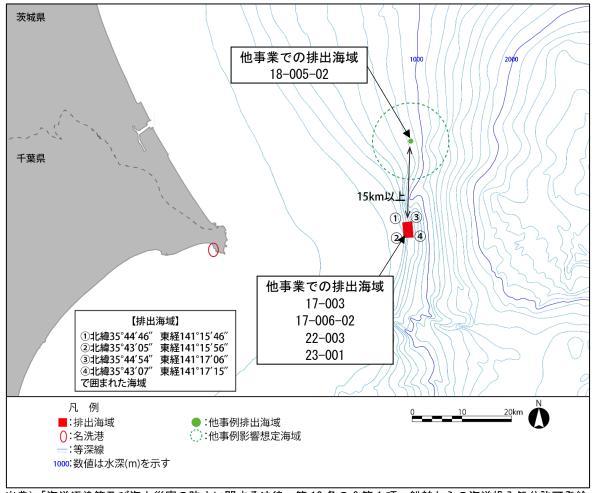
許可 番号	事業者の名称	処分期間	投入 処分量 (m³)	排出海域
7-024	千葉県銚子漁港事 務所(銚子漁港)	2007年6月20日から2012年3月31日まで	360, 000	 犬吠埼から磁方位 90°~95°
8-001	千葉県銚子漁港事 務所(外川漁港)	2008年2月13日から 2013年2月12日まで	99, 500	36km~38km の範囲
10-006	茨城県(波崎漁港)	2011年6月1日から 2016年5月31日まで	410, 000	北緯 35°39'53.39"東経 141°17'04" を中心とした半径 500mの海域
12-010	千葉県銚子漁港事 務所(銚子漁港)	2012年 12月1日から 2017年 11月 30日まで	393, 000	犬吠埼から磁方位 90°~95° 36km~38km の範囲
17-003	千葉県銚子漁港事 務所(外川漁港)	2017年9月11日から 2022年9月10日まで	145, 000	北緯 35°44′46″、東経 141°15′46″ 北緯 35°43′05″、東経 141°15′56″ 北緯 35°44′54″、東経 141°17′06″
17-006 -02	千葉県銚子漁港事 務所(銚子漁港)	2018年1月4日から 2023年1月3日まで	390, 400	北緯 35°43′07″、東経 141°17′15″ 以上の 4 点に囲まれた海域
18-005 -02	茨城県(波崎漁港)	2019年1月1日から 2023年12月31日まで	126, 000	北緯 35°53′39″東経 141°17′04″ を中心とした半径 500mの海域
22-003	千葉県銚子漁港事 務所(外川漁港)	2022 年 9 月 11 日から 2027 年 9 月 10 日まで	144, 530	北緯 35°44′46″、東経 141°15′46″ 北緯 35°43′05″、東経 141°15′56″
23-001	千葉県銚子漁港事 務所(銚子漁港)	2023 年 5 月 17 日から 2028 年 5 月 16 日まで	502, 240	北緯 35°44′54″、東経 141°17′06″ 北緯 35°43′07″、東経 141°17′15″ 以上の 4 点に囲まれた海域

出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給 状況」(環境省ウェブサイト、本許可申請時点)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給 状況」(環境省ウェブサイト、本許可申請時点)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給 状況」(環境省ウェブサイト、本許可申請時点)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財) 日本水路協会、 平成 27 年) より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業での排出海域の関係